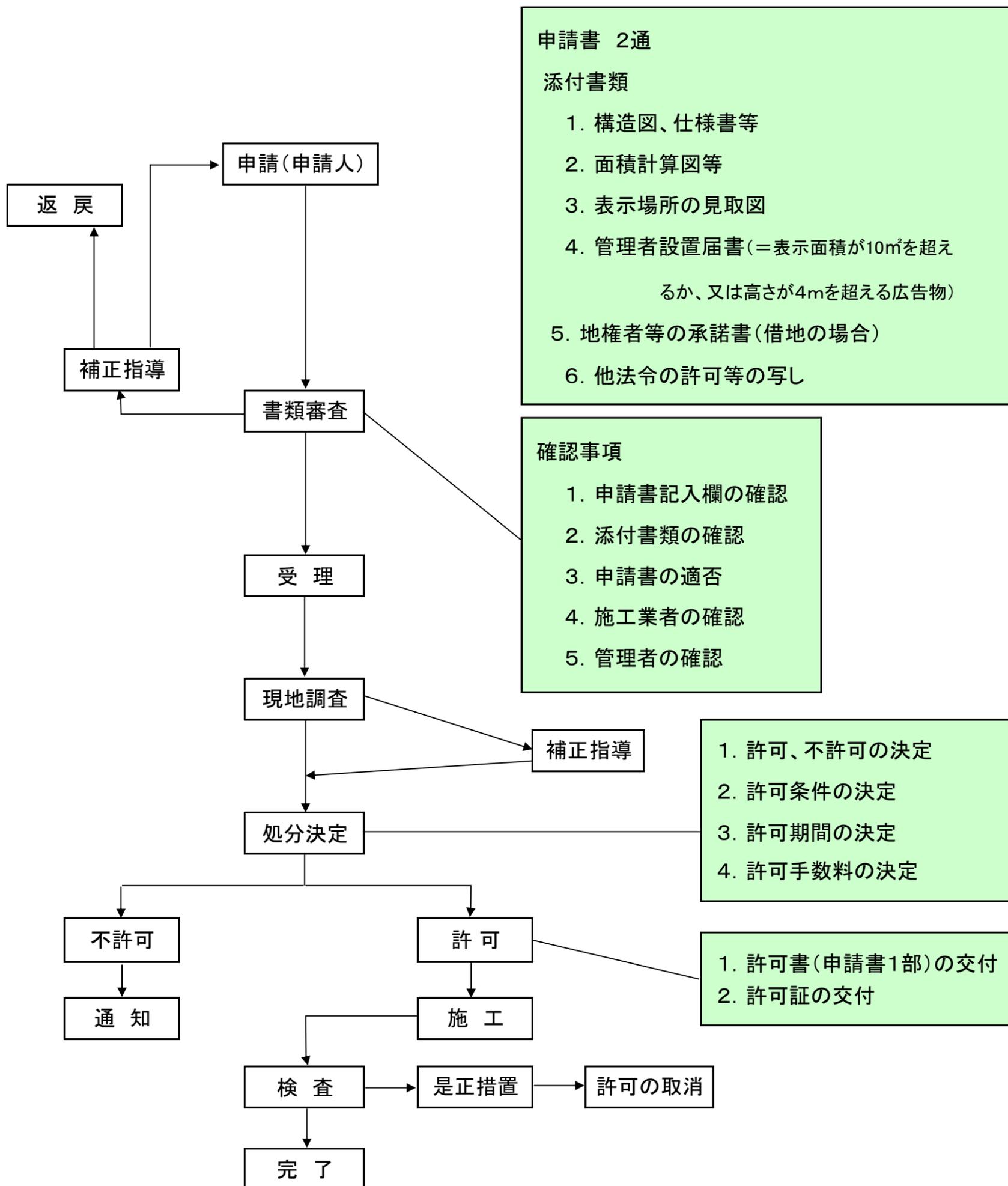


手続きの流れ

指宿市内に広告物を表示する場合には、指宿市長に許可申請書を提出し、許可を受けてください。

【新規許可申請の場合】



※他法令の許可等の写し

- ・広告物の高さが4mを超える場合…工作物の確認(建築基準法)
- ・広告物を道路敷地上に表示する場合…道路占用の許可(道路法:それぞれの道路管理者)
…道路使用の許可(道路交通法:所轄警察署)
- ・国立公園等の区域内に広告物を表示する場合…自然公園法の許可等(環境政策課)

【更新許可申請の場合】

